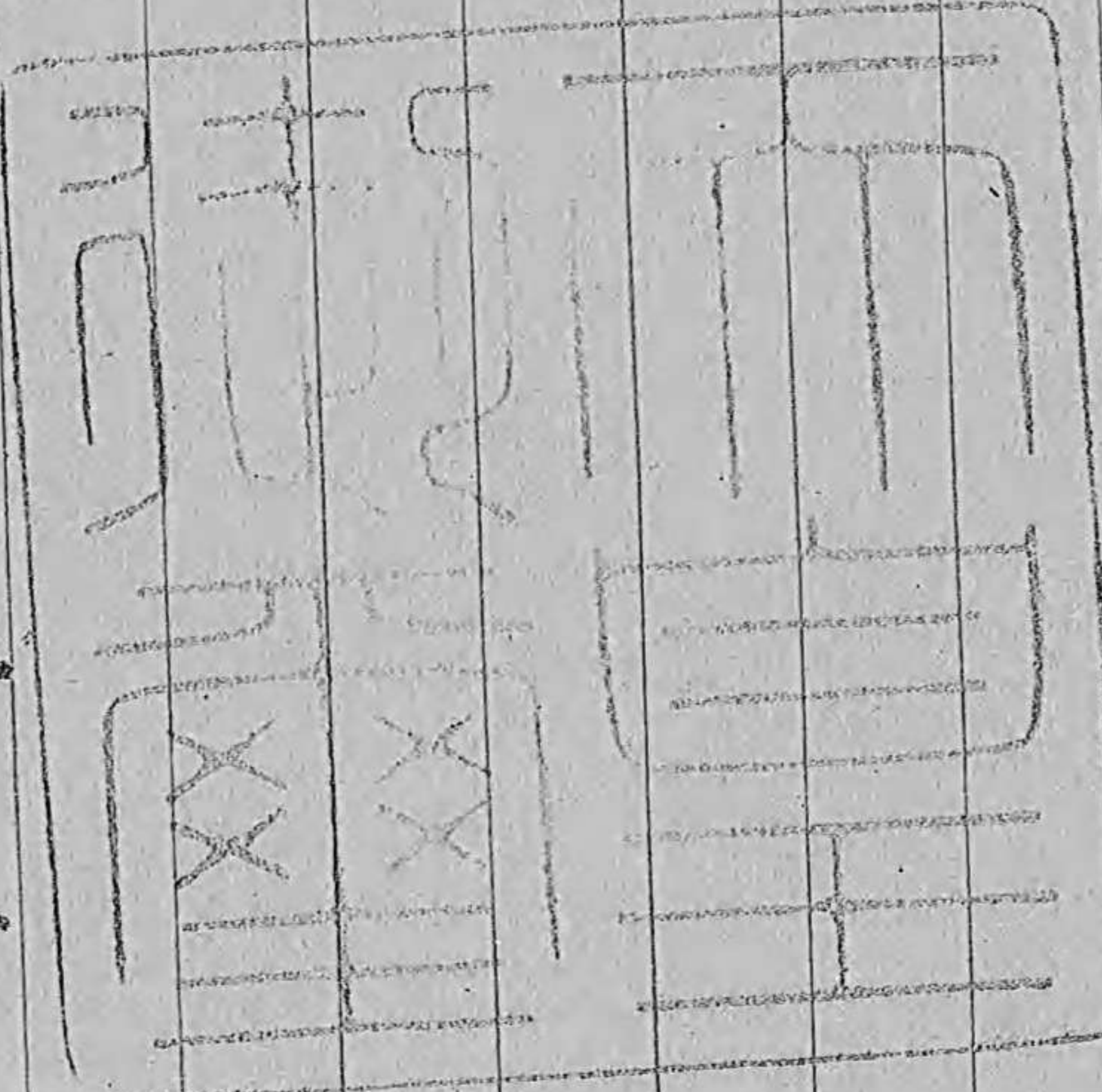


裕仁

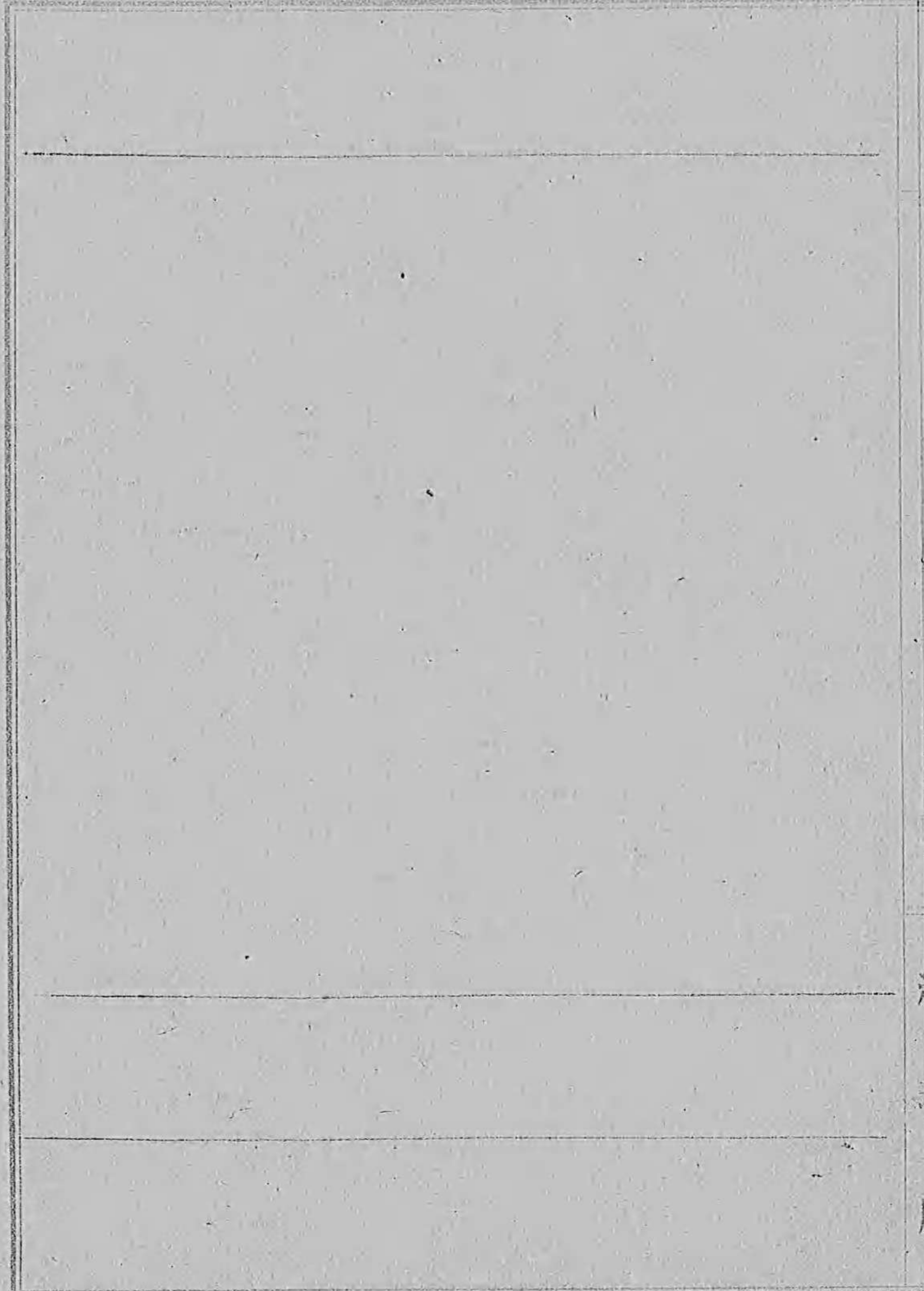
朕は、ここに皇統譜令を公布する。



昭和二十二年五月三日

内閣総理大臣 吉田

発



B4 タイプライター用紙

政令第一号

皇統譜令

第一條 この政令に定めるものの外、皇統譜に關しては、当分の間、なお従前の例による。

第二條 皇統譜の副本は、司法省でこれを保管する。

第三條 左の各号に掲げる事項については、宮内府長官が、司法大臣と協議して、これを行う。

一 公布又は公告がない事項の登録

二 皇統譜の登録又は附記に錯誤を発見した場合の訂正

第四條 皇室典範第三條の規定によつて、皇位継承の順序を変えたときは、その年月日を皇嗣であつた親王又は王の欄に登録し、事由を附記しなければならない。

第五條 皇室典範第十一條から第十四條までの規定によつて、親王、内親王、王又は女王が、皇族の身分を離れたときは、その年月日を

内閣

当該親王、内親王、王又は女王の欄に登録し、事由及び氏名を附記しなければならない。

第六條 皇統譜は、内閣総理大臣の承認を得た場合の外、これを尙藏の部局外に持ち出してはならない。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

従前の規定による皇統譜は、この政令によつて調製したものとみなす。

従前の皇統譜に關し、宮内大臣が行つた職権は、この政令の規定による皇統譜については、宮内府長官が、これを行うものとす。

内閣総理大臣

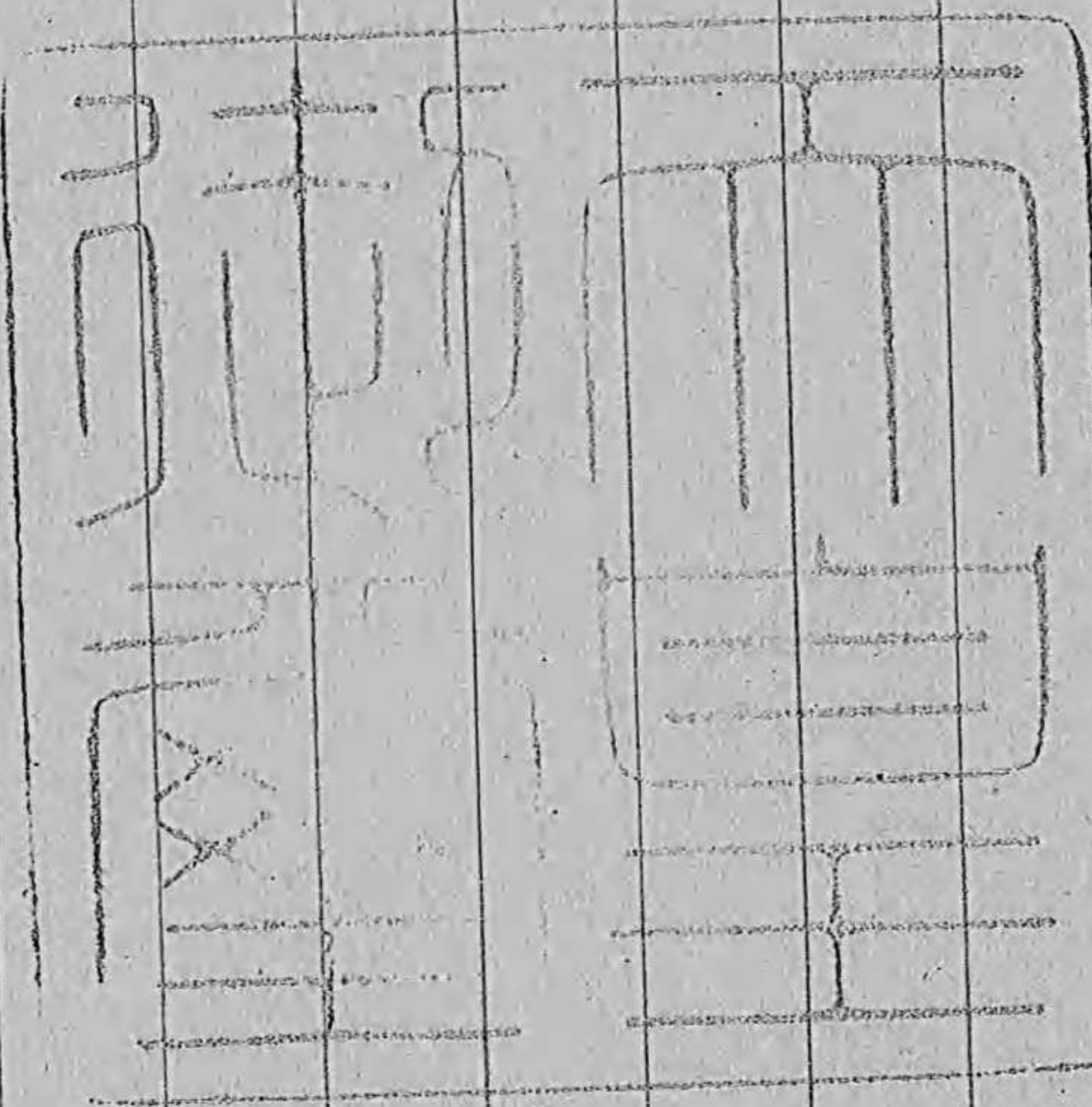
吉田 茂

木村篤太郎

司法大臣

朕は、ここに内閣官房及び法制局職員等設置制を公布する。

裕仁



昭和二十二年 五月三日

閣